

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次の実施要領のとおり告示する。

令和7年11月5日

庄原市長 八谷恭介

第3期庄原市行政経営改革大綱策定支援業務に係る企画提案実施要領

**1 趣旨**

この要領は、本市が実施する、第3期庄原市行政経営改革大綱策定支援業務を委託するにあたり、受託者を選定するための企画提案に 関して必要な事項を定めるものである。

**2 業務の概要**

(1) 業務名

第3期庄原市行政経営改革大綱策定支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(3) 業務の内容

本業務の内容は「第3期庄原市行政経営改革大綱策定支援業務仕様書」のとおりとする。

ただし、本要領4 (4) における最優秀提案者として選考された事業者の企画提案、事業進捗等に応じて、内容を調整することがある。

#### (4) 予算規模

本業務の予算規模は8,470千円（消費税及び地方消費税を含む。）以下を予定している。ただし、令和7年度から令和8年度の債務負担予算とし、令和7年度6,523千円、令和8年度1,947千円以内とする。

### 3 参加資格者

業務の実施に必要な能力を有する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 企画提案書の提出期限の日までに、庄原市建設業者指名除外基準要綱（平成17年庄原市告示131号）又は広島県建設業者等指名除外要綱の各規定による指名除外を受けていない者
- (3) 市税（事業者における法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない者
- (4) 国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がない者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをした又はされたとき、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、庄原市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- (6) 参加形態は単体事業体参加とし、平成27年度以降において、他市区町村が発注した行政経営改革等の策定支援業務又は行政経営改革の実行のための支援業務（EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進支援、行政評価の実施支援等）、長期総合計画のいずれかを受託した実績を有すること。

ただし、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

### 4 企画提案の手順

#### (1) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出しなければならない。

なお、参加資格を満たさないと判断した者については、令和7年11月20日（木）17時までに電子メールでその旨を通知する。

##### ① 提出物及び提出部数等

- |                 |                    |     |      |
|-----------------|--------------------|-----|------|
| (ア) 参加表明書       | (様式-1)             | A4版 | 1部提出 |
| (イ) 同種業務受託実績    | (様式-2)             | A4版 | 1部提出 |
| (ウ) 業務実施体制      | (様式-3)             | A4版 | 1部提出 |
| (エ) 会社概要資料      | (様式なし。会社パンフレット等で可) |     | 1部提出 |
| (オ) 登記簿謄本       | (写しでも可)            |     | 1部提出 |
| (カ) 直近事業年度の財務諸表 | (決算書)              |     | 1部提出 |
| (キ) 納税証明書       | (消費税及び法人税。写しでも可)   |     | 1部提出 |
| (ク) 市税等納税調査承諾書  | (様式-4)             | A4版 | 1部提出 |

##### ② 提出期限 令和7年11月18日（火）17時まで

③ 提出先 「7 連絡先及び提出先」に示される部署

④ 提出方法 持参または郵送、電子データにより提出。ただし、郵送による場合は期限とする日時までに必着のこと。

※ 電子データにより送付する際は、「7 連絡先及び提出先」に示す連絡先に電話連絡を行うこと

## (2) 質問事項の受付・回答

参加表明書等を提出した者を対象として、仕様書及び企画提案実施要領に関する質問を受け付ける。質問がある場合は、質問書（様式-5）を次のとおり提出すること。なお、質問書を送付した場合は、電話でその旨を連絡すること。

① 提出期限 令和7年11月28日（金）17時まで

② 提出先 「7. 連絡先及び提出先」に示される部署

③ 提出方法 電子メールによる。

なお、件名は「第3期庄原市行政経営改革大綱策定支援業務に関する質問」とすること。

### ④ 質問回答方法

質問に対する回答は、令和7年12月4日（木）までに全ての質問に対する回答を取りまとめ、電子メールにてプロポーザル参加者全員に送付する。

## (3) 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、企画提案書を次のとおり提出しなければならない。

なお、審査の公平性、透明性を図るため、企画提案書には、社名や商標、記号など、提出者を認識できるものを表示しないこと。

様式は任意とし、部数は15部、企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### ① 提出物

#### (ア) 企画提案書

・用紙は原則A4版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上

・表紙を除き、10ページ以内で両面印刷とする

・A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷としA4版2枚とカウントする

#### (イ) 参考見積書（当該業務に係る所要経費全てを見積もり、積算根拠も明記）

#### (ウ) 実施スケジュール表

※ (イ) (ウ) ともに2ヵ年分の内訳を明記すること

## ② 企画提案書への記載事項

(ア) 業務遂行にあたっての基本方針

(イ) 基礎調査の内容・方法、調査分析の手法

(ウ) 大綱全体に関する企画・構成

・改革の方向性の構築手法

・大綱に掲げる目標指標に関する設定・検証

・第3期庄原市長期総合計画との整合（第3期庄原市長期総合計画の概要資料は、令和7年11月19日までに市が提供する。）

・政策・施策具体的な取り組みの体系的整理の方法 等

(エ) 大綱策定全般に関する具体的支援方法

・市民アンケート、会議の運営、パブリックコメントの実施 等

(オ) 庄原市第3期行政経営改革大綱実施計画の策定支援

(カ) その他委託業務の実施に関する独自提案 など

③ 提出期限 令和7年12月11日（木）17時まで

④ 提出方法 持参または郵送。ただし、郵送による場合は期限とする日時までに必着のこと。

## (4) 最優秀提案者の選定

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション等の内容をもとに、「プロポーザル方式による第3期庄原市行政経営改革大綱策定支援業務に関する受託候補者選定審査会」において審査を行い、評価が最も高かった者を最優秀提案者、2番目に評価の高かった者を次点者として選定する。

### ① プrezentationの実施

(ア) 方法

本市に提出した企画提案書に基づき、提案者がプレゼンテーション方式で説明を行う。プレゼンテーションに際して、パワーポイント等の使用は認めるが、当初提出した書類に追加する提案の説明や追加資料は認めない。また、パソコンを使用して説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意をすると、パソコンは提案各社で用意すること。

(イ) 時間

1社につき、提案説明 20 分の後、10 分間の質疑応答時間を設ける。なお、説明時間を超過した場合は、中途でも打ち切ることとするので留意すること。

(ウ) 出席者及び説明者

プレゼンテーションへの出席者は、業務実施体制（様式-3）に記載された配置技術者（研究員）3名以内とし、主たる従事者が説明を行うこととする。

(エ) 開催日時

令和7年12月18日（木）※時間等の詳細は後日書面で通知する

## ② 審査基準

企画提案者の審査は、「第3期庄原市行政経営改革大綱策定支援業務プロポーザル審査基準」に定めた基準に基づき行う。

### (5) 選定結果の通知

審査結果の確定後、速やかに全ての提案者に対し通知する。なお、通知の際は、当該企画提案者の選定結果及び採点の内訳に加え、最優秀提案者と次点者の商号又は名称について通知するものとする。

### (6) 契約

選定された最優秀提案者との間で、最終的な協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の委託契約を締結する。

## 5 実施スケジュール

日 程	内 容
令和7年11月5日	第1回審査会開催・実施要領等の告示
令和7年11月6日(木)～11月18日(火)	参加表明書等提出期間
令和7年11月20日(木)	参加資格の審査結果・提案審査実施日の通知
令和7年11月20日(木)～11月28日(金)	仕様書に関する質問受付
令和7年11月20日(木)～12月11日(木)	企画提案書等の提出
令和7年12月18日(木)	第2回審査会開催(提案審査)
令和7年12月22日(月)	審査結果通知・契約執行伺い
令和7年12月下旬	契約締結手続き

## 6 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じ複写がある。
- (5) 提案書提出者は、選定結果の通知に対して、書面を受領した日から本市の定める休日を除く5日以内に、書面により説明を求めることができる。
- (6) 前項の求めがあった場合には、書面を受領した日から本市の定める休日を除く10日以内に電子メールにより回答する。ただし、法人または個人に関する情報で、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、その他本市の情報公開条例に定める非公開情報に関する事項については除く。
- (7) 虚偽の記載、審査委員会の構成員または関係者との接触、その他選定結果に影響を与える不正な行為等があった場合は、失格とし選考の対象としない。

## 7 連絡先及び提出先

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市役所 総務部 管財課 契約係 担当：加藤

電話 0824-73-1203

FAX 0824-72-3322

メールアドレス keiyaku@city.shobara.lg.jp